証券コード8887
平成27年８月12日

株　主　各　位

埼玉県草加市金明町389番地１
リベレステ株式会社
代表取締役社長　河　合　純　二

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年８月26日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年８月27日（木曜日）午前10時

２．場　　所　　埼玉県草加市金明町389番地１
リベレステ株式会社　本社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　　第37期（平成26年６月１日から平成27年５月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)４名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

第５号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.riberesute.co.jp/）において、掲載させていただきます。

（株主総会招集通知添付書類）

事　業　報　告

（平成26年６月１日から
平成27年５月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の概況

①事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益は総じて改善傾向にあり、個人消費は持ち直しの兆候も見られました。当社の属する建築・不動産業界も、先行きについては、持ち直しに向かうと見込まれておりますが、建設費の動向等には引き続き注視が必要であります。

このような環境の中、当社のコアビジネスである開発事業及び不動産販売事業について、利益重視の経営方針のもと、実需及び投資用としてニーズの高い都心の物件を中心として、事業展開いたしました。

また、経営資源の集中及び財務体質の強化を図るべく、平成27年１月に「星野リゾート　裏磐梯ホテル」を売却いたしました。

当事業年度の売上高は7,501百万円（前期比13.6%増）、営業利益は1,000百万円（前期比232.2%増）、経常利益は1,162百万円（前期比175.3%増）となり、当期純利益は1,645百万円（前期比411.9%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

〔開発事業〕

開発事業につきましては、引渡しが順調に進んだことから、分譲マンション等の販売による売上高が3,900百万円（前期比5.2%減）、セグメント利益が623百万円（前期比50.1%増）となりました。

〔建築事業〕

建築事業につきましては、型枠工事を主体として売上高が338百万円（前期比13.5%減）、セグメント利益が48百万円（前期比20.2%減）となりました。

〔不動産販売事業〕

不動産販売事業につきましては、一般不動産の販売により売上高が1,746百万円（前期比359.4%増）、セグメント利益が373百万円（前期比513.4%増）となりました。

〔ホテル事業〕

ホテル事業につきましては、「星野リゾート　裏磐梯ホテル」を平成27年1月に売却したことにより、以後のホテル事業はなくなりました。なお、平成27年1月までの売上高は1,252百万円、セグメント利益は94百万円となりました。

〔その他事業〕

その他事業につきましては、賃貸管理及び建築資材を中心に売上高が264百万円（前期比5.0%増）、セグメント利益が139百万円（前期比22.9%増）となりました。

セグメント別売上状況は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	第　36　期（前　期）		第　37　期（当　期）		増　減（当期－前期）	
	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	増減率
開発事業	4,115	62.3%	3,900	52.0%	△215	△5.2%
建築事業	391	5.9%	338	4.5%	△52	△13.5%
不動産販売事業	380	5.8%	1,746	23.3%	1,365	359.4%
ホテル事業	1,462	22.2%	1,252	16.7%	△210	△14.4%
その他事業	251	3.8%	264	3.5%	12	5.0%
合　計	6,601	100.0%	7,501	100.0%	900	13.6%

②設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は22百万円であります。

③資金調達の状況

金融機関からの借入及び社債の状況は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
長期借入金	2,611	680	2,141	1,150
短期借入金	1,555	7,490	7,555	1,490
社　債	1,250	―	340	910

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関１行と総額500百万円の当座貸越契約を締結しております。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

項　目	第　34　期 自平成23年６月１日 至平成24年５月31日	第　35　期 自平成24年６月１日 至平成25年５月31日	第　36　期 自平成25年６月１日 至平成26年５月31日	第　37　期 自平成26年６月１日 至平成27年５月31日
売　上　高	10,977	9,455	6,601	7,501
経　常　利　益	1,568	744	422	1,162
当　期　純　利　益	1,306	412	321	1,645
１株当たり当期純利益(円)	112.16	32.70	25.47	130.37
総　資　産　額	15,848	15,376	16,495	16,583
純　資　産　額	9,416	9,459	9,428	10,692
１株当たり純資産額(円)	746.15	749.56	747.16	847.28

当社は平成23年９月15日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年12月１日付をもって、普通株式１株を２株に分割しております。また、平成25年７月12日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年12月１日付をもって、普通株式１株を100株に分割しております。このため、第34期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益、１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は利益重視の経営を推進すべく、首都圏を中心としたマンション販売を行ってまいりましたが、今後は都心における一般不動産販売にも注力していく方針であります。こうした基本戦略を積極的に推進するためには「財務安全性の確保」と「仕入機能の強化」が課題であると考えております。「財務安全性の確保」については、当事業年度において「星野リゾート　裏磐梯ホテル」を売却したことにより、再投資リスクを含めて自己資本を補填することができました。また、柔軟な経営により更なる自己資本の充実を図ってまいります。なお、「仕入機能の強化」におきましては、情報収集力とリスク分析力を強化すべく人材投資を図ってまいりたいと考えております。

(5) 主要な事業内容（平成27年５月31日現在）

当社は、建設業法による特定建設業者の埼玉県知事許可「(特―23) 第60591号」を受け、建築及びそれに関連する事業、並びに宅地建物取引業法による宅地建物取引業者の国土交通大臣免許「(1) 第8560号」を受け、不動産に関連する事業を主として行っております。

事業内容については次のとおりであります。

区　　分	事　　業　　の　　内　　容
開　発　事　業	分譲マンションは「ベルドゥムール」シリーズ、戸建分譲住宅は「ベルフルーブ」シリーズのブランド名を用い企画設計、施工、販売。
建　築　事　業	注文住宅の企画設計、施工と中高層住宅建設等における躯体工事の内、型枠工事の施工。
不動産販売事業	一般不動産の売買。
そ　の　他　事　業	建築資材及び住宅設備機器等の仕入と販売。 不動産の売買仲介、賃貸物件の管理及び営繕。

(6) 主要な営業所（平成27年５月31日現在）

本　　社	埼玉県草加市金明町389番地１
越　谷　支　店	埼玉県越谷市増森86番地
東　京　支　店	東京都中央区日本橋１丁目２番10号 東洋ビルディング９階
東金物流センター	千葉県東金市滝沢633番地

(7) 使用人の状況（平成27年５月31日現在）

使　用　人　数	平　均　年　齢	平均勤続年数
35名	44.5歳	11.4年

(注)　使用人数には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年５月31日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	818
東京東信用金庫	570
株式会社武蔵野銀行	541
埼玉縣信用金庫	320
株式会社足利銀行	125
株式会社みずほ銀行	100

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の状況

(1) 株式の状況（平成27年５月31日現在）

①発行可能株式総数　16,000,000株

②発行済株式の総数　12,619,800株

③株主数　12,704名

④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社ジュンプランニング	3,438,400	27.24
株式会社武蔵野銀行	310,000	2.45
河合信和	265,000	2.09
株式会社ジャフコ	242,000	1.91
河合純二	224,000	1.77
東京東信用金庫	200,200	1.58
リベレステ従業員持株会	107,800	0.85
山本和典	100,000	0.79
丸山輝久	80,600	0.63
土屋茂	70,000	0.55

（注）　自己株式は所有しておりません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況（平成27年５月31日現在）

①取締役及び監査役の状況

地　位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	河　合　純　二		株式会社ジュンプランニング代表取締役社長
専務取締役	樋　口　文　雄	管理部門統括	
常務取締役	金　子　宗　明	事業部門統括	
取　締　役	中　前　博　輝	越谷支店統括	
常勤監査役	前　田　順　夫		
監　査　役	大久保　博　雄		税理士法人大久保事務所代表社員 有限会社フォーユー　代表取締役
監　査　役	戸　田　良　一		株式会社アスカネット社外監査役
監　査　役	大　井　勝　代		

（注）１．監査役の前田順夫氏、大久保博雄氏及び戸田良一氏は、社外監査役であります。
２．監査役大久保博雄氏及び戸田良一氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役大久保博雄氏は、税理士の資格を有しております。
・監査役戸田良一氏は、公認会計士の資格を有しております。
３．当社は、監査役戸田良一氏を証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

②取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	支給人員	支給額
取　締　役	4名	101百万円
監　査　役 （うち社外監査役）	4名 (3)	9百万円 (8)
合　計	8名	111百万円

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成19年８月29日開催の第29期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分は含まない。）と決議いただいております。
２．監査役の報酬限度額は、平成19年８月29日開催の第29期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

③社外役員に関する事項

ア．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と他の法人等との関係

・監査役大久保博雄氏は、税理士法人大久保事務所の代表社員及び、有限会社フォーユーの代表取締役を兼務しております。

なお、当社と税理士法人大久保事務所及び、有限会社フォーユーとの間には特別な関係はありません。

・監査役戸田良一氏は、株式会社アスカネットの社外監査役を兼務しております。

なお、当社と株式会社アスカネットとの間には特別な関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況並びに発言状況

氏　　名	出席の状況（出席回数）	取締役会及び監査役会における発言状況
常勤監査役　前　田　順　夫	取締役会　　21回	取締役会においては、上場会社管理職歴任経験から監査体制強化及び経営健全性を確保するための問題点の指摘やアドバイスなど必要な発言を行っております。 監査役会においては、議案審議等に適宜、必要な発言を行っております。
	監査役会　　12回	
監　査　役　大久保　博　雄	取締役会　　12回	取締役会においては、税理士としての専門的見地から必要な発言を行っております。 監査役会においては、議案審議等に適宜、必要な発言を行っております。
	監査役会　　12回	
監　査　役　戸　田　良　一	取締役会　　20回	取締役会においては、公認会計士としての専門的見地から必要な発言を行っております。 監査役会においては、当社経理システム及び内部監査について必要な発言を行っております。
	監査役会　　12回	

（注）　当事業年度における取締役会の開催回数は21回、監査役会の開催回数は12回であります。

ウ．社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末日において社外取締役を置かない状況となっております。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、社外取締役の人選に努めた結果、適任者を得ることができましたので、平成27年８月27日開催予定の第37期定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

(4) 会計監査人の状況

①名称　　優成監査法人

②報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12百万円

（注）　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不信任に関する議案の決定機関を取締役会から監査役会に変更しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、当社のコンプライアンスポリシー（企業行動基準、企業行動憲章等）を定め、それを全役職員に周知徹底させる。

イ. コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス担当部門を設置する。コンプライアンス担当部門は定期的にコンプライアンスプログラムを策定し、それを実施する。

ウ. 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことにより、役職員に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

社内規程に従って管理を行い、監査役会の要求があった場合、取締役は速やかに、当該情報・文書を提出するものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. リスク管理部門（総務部）が、「危機管理規程」に基づき、リスク管理活動を統括し、その他の規程の整備とその運用を図る。

イ. 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。

ウ. 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

エ. リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、速やかに取締役会に報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 職務権限及び意思決定ルールにより適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとり、併せて運用状況を定期的に検証する。

イ. 業務運営の状況を把握し、その改善を図るため、内部監査部門が内部監査を実施する。

⑤会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 子会社管理の担当部署を置き、関係会社管理規程を定め、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

イ. 総務部はグループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。

ウ. グループ内取引の公平性を確保するため、グループ内取引規程を策定する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助すべき使用人として、内部監査室を置き、必要な人員を配置する。

⑦使用人の取締役からの独立性に関する事項

内部監査室の使用人の任命、人事異動等の人事権に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア. 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員により違法または不正な行為を発見したとき、監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

イ. 事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議の上、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告する。

⑨監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

イ. 代表取締役及び会計監査人と定期的な意見交換の場を設け、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は債務の処理等の請求をしたときは、「監査役監査基準」に基づき、速やかに当該費用又は債務の処理をすることとしております。

監査役会が、監査役の職務の遂行のために弁護士および公認会計士等の外部専門家を求めた場合、当社はその費用を負担することとしております。

監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、予め予算を計上することとしております。

⑪反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。

不当要求等の介入に対しては、警察等外部専門機関との緊密な連携のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。

⑫内部統制システム運用の状況

財務報告の有効性に関する評価並びに各事業部門における業務処理統制の状況については、内部監査室が計画的に実施する業務処理統制監査において検証を行い、法令順守の状況については、常勤監査役と内部監査室が連携して計画的に実施する内部監査活動において検証しており、各々の検証結果については内部監査報告書として代表取締役及び常勤監査役に対し、報告を行っております。

また、常勤監査役は、経営に重大な影響を及ぼすリスクについて業務執行を行う取締役が適切に対応しているか確認検証しており、その検証結果は監査役会において情報共有し、必要に応じて代表取締役に意見交換を通じて報告を行っております。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成27年５月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**12,984,466**	**流動負債**	**4,502,173**
現金及び預金	5,878,073	支払手形	138,060
受取手形	5,609	工事未払金	226,055
売掛金	1,378	短期借入金	1,490,000
完成工事未収入金	10,692	１年内返済予定の長期借入金	951,100
販売用不動産	1,979,804	１年内償還予定の社債	340,000
開発用不動産	2,014,353	未払金	289,745
未成工事支出金	1,621,331	未払費用	5,985
その他のたな卸資産	33,703	未払法人税等	740,000
前渡金	2,217	未成工事受入金	17,645
前払費用	48,630	前受金	134,560
１年内回収予定の長期貸付金	1,161,894	預り金	57,578
繰延税金資産	60,385	前受収益	109,752
その他	194,952	完成工事補償引当金	449
貸倒引当金	△28,559	その他	1,240
固定資産	**3,599,247**	**固定負債**	**1,389,080**
有形固定資産	**2,780,068**	社債	570,000
建物	435,650	長期借入金	199,084
構築物	70,869	役員退職慰労引当金	411,046
車両運搬具	21,823	退職給付引当金	74,976
工具器具及び備品	958	債務保証損失引当金	4,148
土地	2,250,766	預り保証金	49,751
無形固定資産	**4,791**	資産除去債務	47,674
投資その他の資産	**814,387**	その他	32,400
投資有価証券	408,723	**負債合計**	**5,891,253**
関係会社株式	133,265	**純資産の部**	
出資金	65,592	**株主資本**	**10,667,035**
長期貸付金	87,108	**資本金**	**2,000,792**
長期前払費用	16,594	**資本剰余金**	**2,018,237**
繰延税金資産	43,248	資本準備金	1,972,101
その他	112,573	その他資本剰余金	46,135
貸倒引当金	△35,879	**利益剰余金**	**6,648,005**
投資損失引当金	△16,837	利益準備金	62,800
		その他利益剰余金	6,585,205
		特別償却準備金	36,685
		別途積立金	4,076,000
		繰越利益剰余金	2,472,520
		評価・換算差額等	**25,424**
		その他有価証券評価差額金	**25,424**
		純資産合計	**10,692,460**
資産合計	**16,583,714**	**負債・純資産合計**	**16,583,714**

損　益　計　算　書

（平成26年６月１日から
平成27年５月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		7,501,839
売上原価		5,100,507
売上総利益		**2,401,331**
販売費及び一般管理費		1,400,578
営業利益		**1,000,752**
営業外収益		
受取利息及び配当金	115,923	
受取手数料	28,997	
受取家賃	73,176	
投資事業組合運用益	31,799	
雑収入	49,143	299,041
営業外費用		
支払利息	60,795	
社債利息	7,357	
国庫補助返還金	23,400	
貸倒引当金繰入額	19,999	
雑損失	25,396	136,949
経常利益		**1,162,844**
特別利益		
固定資産売却益	1,448,396	1,448,396
特別損失		
固定資産売却損	187,688	
投資損失引当金繰入額	16,837	
減損損失	7,308	211,835
税引前当期純利益		**2,399,406**
法人税、住民税及び事業税		814,405
法人税等調整額		△60,192
当期純利益		**1,645,193**

株主資本等変動計算書

（平成26年６月１日から
平成27年５月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000,792	1,972,101	46,135	2,018,237
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
特別償却準備金の取崩				
固定資産圧縮積立金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	2,000,792	1,972,101	46,135	2,018,237

	株主資本					
	利益剰余金					
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
		特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	62,800	39,734	16,473	4,076,000	1,186,398	5,381,405
当期変動額						
剰余金の配当					△378,594	△378,594
当期純利益					1,645,193	1,645,193
特別償却準備金の取崩		△3,049			3,049	－
固定資産圧縮積立金の取崩			△16,473		16,473	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						－
当期変動額合計	－	△3,049	△16,473	－	1,286,121	1,266,599
当期末残高	62,800	36,685	－	4,076,000	2,472,520	6,648,005

（単位：千円）

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	9,400,435	28,564	28,564	9,428,999
当期変動額				
剰余金の配当	△378,594			△378,594
当期純利益	1,645,193			1,645,193
特別償却準備金の取崩				－
固定資産圧縮積立金の取崩				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		△3,139	△3,139	△3,139
当期変動額合計	1,266,599	△3,139	△3,139	1,263,460
当期末残高	10,667,035	25,424	25,424	10,692,460

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①子会社株式	移動平均法による原価法
②その他有価証券	
・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法
③デリバティブ	時価法
④たな卸資産	
・販売用不動産、開発用不動産及び未成工事支出金	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
・その他のたな卸資産	最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）

イ．平成10年３月31日以前に取得したもの

旧定率法

ロ．平成10年４月１日から平成19年３月31日までに取得したもの

旧定額法

ハ．平成19年４月１日以降に取得したもの

定額法

建物以外

イ．平成19年３月31日以前に取得したもの

旧定率法

ロ．平成19年４月１日以降に取得したもの

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	29年～50年
構築物	９年～20年
車両運搬具	４年～６年

②無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
②投資損失引当金	出資金の価値の減少による損失に備えるため、相手先の財政状態を勘案して個別検討による必要額を計上しております。
③退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（自己都合要支給額）に基づき計上しております。
④役員退職慰労引当金	従来、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末支給見込額を計上しておりましたが、平成19年８月をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。当事業年度末の役員退職慰労引当金残高は、制度廃止時に在任している役員に対する支給予定額であり、支給時期はそれぞれの退任時としております。
⑤完成工事補償引当金	完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の実績に将来の見込みを加味した額を計上しております。
⑥債務保証損失引当金	債務保証に係る損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

①当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

②その他の工事

工事完成基準

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

①担保に供している資産	定期預金	582,500千円
	販売用不動産	641,063千円
	開発用不動産	752,930千円
	建物	206,864千円
	土地	788,839千円
	計	2,972,198千円
②上記に対応する債務	短期借入金	820,000千円
	1年内返済予定の長期借入金	939,100千円
	長期借入金	195,084千円
	計	1,954,184千円

なお、上記の他に、東京不動産信用保証株式会社が行う当社顧客に対する手付金の保証行為に対し、当社が保有する同社株式（投資有価証券）3,000千円を同社に担保として提供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　745,865千円

(3) 保証債務

当社の物件購入者に対する金融機関からの融資に係る保証債務。

物件購入者（120人）　256,095千円

(4) 関係会社に対する金銭債権または金銭債務

短期金銭債権　34,863千円

(5) 受取手形裏書譲渡高　2,559千円

(6) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行１行と当座貸越契約を締結しております。

これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	500,000千円
借入実行残高	―千円
差引額	500,000千円

(7) 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

支払手形　30,189千円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引の取引高	18,407千円
営業取引以外の取引高	11,981千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	12,619,800株	－株	－株	12,619,800株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年８月28日定時株主総会	普通株式	189,297	15	平成26年５月31日	平成26年８月29日
平成26年12月25日取締役会	普通株式	189,297	15	平成26年11月30日	平成27年１月29日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年８月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	315,495	25	平成27年５月31日	平成27年８月28日

５．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

繰延税金資産	
未払事業税	49,575
完成工事補償引当金	146
貸倒引当金	15,100
税務上の売上高認識額	12,786
減価償却超過額	757
役員退職慰労引当金	131,123
ゴルフ会員権評価損	13,438
退職給付引当金	23,917
減損損失	70,636
投資損失引当金	5,371
債務保証損失引当金	1,323
資産除去債務	15,208
固定資産売却益益金算入額	10,335
その他	14,724
繰延税金資産小計	364,446
評価性引当額	△234,925
繰延税金資産合計	129,521
繰延税金負債	
資産除去債務に対する資産	△1,797
特別償却準備金	△16,390
その他有価証券評価差額	△7,700
繰延税金負債合計	△25,887
繰延税金資産の純額	103,633

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	（単位：%）
法定実効税率	35.4
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0
住民税均等割	0.2
評価性引当額の増減額	△4.7
税率変更による影響	0.4
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.4

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.4%から平成27年６月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.6%に、平成28年６月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、31.9%となります。

この税率変更により、当事業年度末の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9,931千円減少し、法人税等調整額は10,776千円、その他有価証券評価差額金は884千円増加しております。

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い預金等で運用しており、資金調達については銀行等の金融機関からの借入により調達しております。

売掛金及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されており、債権管理規程等の社内規程に従いリスク低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び投資事業組合への出資であり、発行体の信用リスク及び市場価格等の変動リスクに晒されており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。また、デリバティブを組み込んだ複合金融商品は、信用リスクに晒されておりますが、社内管理規程に従い、格付の高い発行体が発行する有価証券のみを運用対象としているため、信用リスクは僅少であります。

貸付金は、主に取引先に対する貸付であり、契約先の信用リスクに晒されておりますが、契約先ごとに期日及び残高を管理するとともに、契約先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

借入金及び社債の使途は、主に運転資金（主として短期）及びプロジェクト資金（主として長期）であり、金利変動リスクに晒されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年５月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。((注)２．参照)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	5,878,073千円	5,878,073千円	－千円
(2) 受取手形	5,609	5,609	－
(3) 売掛金	1,378		
貸倒引当金 ※1	△401		
	977	977	－
(4) 完成工事未収入金	10,692	10,692	－
(5) 投資有価証券	395,713	395,713	－
(6) 短期貸付金	4,980	4,980	－
(7) 長期貸付金 ※2	1,249,002		
貸倒引当金 ※1	△46,675		
	1,202,326	1,204,669	2,342
(8) 長期性預金	15,043	15,043	－
資産計	7,513,416	7,515,758	2,342
(1) 支払手形	138,060	138,060	－
(2) 工事未払金	226,055	226,055	－
(3) 未払金	289,745	289,745	－
(4) 短期借入金	1,490,000	1,490,000	－
(5) 長期借入金 ※2	1,150,184	1,150,664	480
(6) 社債 ※2	910,000	916,768	6,768
負債計	4,204,045	4,211,293	7,248

※1　個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
※2　１年内回収（返済）予定額を含んでおります。

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金、(4)完成工事未収入金、(5)投資有価証券、並びに(6)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、その他の有価証券は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、デリバティブを組み込んだ複合金融商品は、デリバティブ部分を合理的に区分して測定することができないため、複合金融商品全体を取引先の金融機関から提示された価格によって評価しております。

(7)長期貸付金

これらの時価については、一定の区分に分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算出しております。

(8)長期性預金

長期性預金については、元利金の合計額を同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

負　債

(1)支払手形、(2)工事未払金、(3)未払金、並びに(4)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金、並びに(6)社債

固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入及び社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定し、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額
非上場株式及び出資金	211,867千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

７．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、主に首都圏において、賃貸住宅や賃貸オフィスビル等を所有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は106,621千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、固定資産売却損は138,672千円（特別損失に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
1,780,464千円	△190,312千円	1,590,152千円	1,468,629千円

（注）１．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

２．当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　847円28銭

(2) １株当たり当期純利益　130円37銭

９．重要な後発事象に関する注記

当社は、平成27年７月14日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条第１項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付けを行うことを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図り、株主還元を充実させると共に、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を可能とするため。

(2) 自己株式取得の方法

公開買付け

(3) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

① 取得する株式の種類

当社普通株式

② 取得する株式の総数

800,100株（上限）

③ 取得価額の総額

632,079,000円（上限）

④ 取得期間

平成27年７月15日～平成27年９月30日

(4) 自己株式の公開買付けの概要

① 買付け予定数

800,000株

② 買付け等の価格

１株につき　金790円

③ 買付け等の期間

平成27年７月15日～平成27年８月12日

④ 公開買付開始公告

平成27年７月15日

⑤ 決済の開始日

平成27年９月３日

10．その他の注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年７月24日

リベレステ株式会社
取 締 役 会 御 中

優成監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	須 永 真 樹	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	宮 崎 哲	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	陶 江 徹	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、リベレステ株式会社の平成26年６月１日から平成27年５月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成27年７月14日開催の取締役会において、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付けを行うことを決議した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年６月１日から平成27年５月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年７月29日

リベレステ株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）	前田　順夫	㊞
社外監査役	大久保　博雄	㊞
社外監査役	戸田　良一	㊞
監査役	大井　勝代	㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたく存じます。

剰余金の処分に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、長期的な経営基盤の強化に努め、安定的な利益配当を行うことを基本方針としております。

この配当方針に基づき、第37期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたく存じます。

(1)配当財産の種類

金銭といたします。

(2)配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は315,495,000円となります。

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年８月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 本年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、「改正会社法」といいます。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能になりました。当社としましては、監査等委員会設置会社の諸制度の下で、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンス体制を一層強化し、更なる企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。

(2) 改正会社法により、社外取締役の要件が厳格化される一方で責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が業務執行取締役でない取締役に変更されたことに伴い、責任限定契約の対象の変更を行うものであります。なお、この規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) その他、一部字句および表現の修正、条文の追加および削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
（機関の設置） 第４条 当会社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。	（機関の設置） 第４条 当会社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（員数） 第15条 当会社の取締役は、７名以内とする。	（員数） 第15条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く）は、７名以内とする。
（新設）	② 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は５名以内とする。
（選任方法） 第16条 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（選任方法） 第16条 取締役の選任は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
（新設）	② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
② 取締役の選任については、累積投票によらない。	③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

現行定款	変更案
（任期） 第17条 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第17条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	② 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。	③ 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
（新設）	④ 会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（取締役会） 第18条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。	（取締役会） 第18条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
② 取締役会の招集通知は、会日の３日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	② 取締役会の招集通知は、会日の３日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
③ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。	③ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。
（報酬等） 第20条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第20条 取締役の報酬は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区分して定める。

現行定款	変更案
（取締役の責任免除） 第21条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第４２３条第１項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 ②　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（取締役の責任免除） 第21条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第４２３条第１項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 ②　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
（新設）	（業務執行の決定の取締役への委任） 第22条　当会社は、会社法第３９９条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
（新設）	（取締役会の議事録） 第23条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
（員数） 第22条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削除）
（選任方法） 第23条　監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）

現行定款	変更案
（任期） 第24条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。	（削除）
（常勤監査役） 第25条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会） 第26条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。	（削除）
（報酬等） 第27条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第28条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第４２３条第１項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 ②　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	（削除）
（新設）	（監査等委員会） 第24条　監査等委員会は、監査等委員で組織する。 ②　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

現行定款	変更案
（新設）	（招集） 第25条 監査等委員会の招集は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。 ② 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新設）	（監査等委員会規程） 第26条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。
第６章　計算	第６章　計算
（事業年度） 第29条 当会社の事業年度は、毎年６月１日から翌年５月31日までの１年とする。	（事業年度） 第27条 当会社の事業年度は、毎年６月１日から翌年５月31日までの１年とする。
（期末配当の基準日） 第30条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年５月31日とする。	（削除）
（中間配当金） 第31条 取締役会の決議により、毎年11月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。	（削除）
（新設）	（剰余金の配当） 第28条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第１項各号に掲げる事項を定めることができる。 ② 当会社は毎年５月31日又は11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という）を行うことができる。
（配当金の除斥期間） 第32条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。	（配当金の除斥期間） 第29条 配当金が支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行し、現任の取締役全員（４名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	河合純二 （昭和23年12月４日生）	昭和45年９月　河合組創業 昭和54年６月　有限会社河合工務店設立（現リベレステ株式会社） 代表取締役社長 （現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社ジュンプランニング代表取締役社長	224,000株
2	樋口文雄 （昭和22年11月22日生）	昭和62年２月　当社入社 平成３年５月　有限会社モガミ建設設立 代表取締役社長 平成６年８月　当社監査役 平成８年８月　当社常務取締役 平成19年８月　当社専務取締役及び管理部門統括 （現在に至る）	10,000株
3	金子宗明 （昭和30年７月10日生）	平成13年２月　当社入社 平成13年６月　当社工事部長 平成15年８月　当社取締役工事部長 平成19年８月　当社常務取締役及び事業部門統括 （現在に至る）	4,000株
4	中前博輝 （昭和31年１月17日生）	昭和61年12月　当社入社 平成６年４月　当社工事部次長 平成17年４月　当社越谷支店支店長代理 平成19年９月　当社越谷支店支店長 平成20年８月　当社取締役及び越谷支店統括 （現在に至る）	8,600株

（注）　各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	※ 前田順夫 （昭和23年10月３日生）	昭和49年４月　野村證券株式会社入社 平成12年12月　同社ＤＣプロジェクト室部長 平成13年６月　エース証券株式会社入社 執行役員 平成16年10月　メリルリンチ日本証券株式会社入社 法人顧客グループディレクター 平成21年６月　同社退職 平成21年８月　当社常勤監査役 （現在に至る）	－株
2	※ 大久保博雄 （昭和25年11月26日生）	昭和54年２月　大久保博雄税理士事務所開設 （現税理士法人大久保事務所） 平成８年８月　当社監査役 （現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 税理士法人大久保事務所代表社員 有限会社フォーユー代表取締役	－株
3	※ 戸田良一 （昭和36年10月13日生）	平成11年８月　戸田公認会計士事務所開設 平成11年８月　当社監査役 （現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社アスカネット社外監査役	－株
4	※ 大井勝代 （昭和20年３月13日生）	昭和58年10月　当社入社 平成６年４月　当社越谷支店業務課長 平成17年８月　当社監査役 （現在に至る）	48,600株

（注）１．※印は、新任の候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．前田順夫氏、大久保博雄氏及び戸田良一氏は、社外取締役候補者であります。
４．社外取締役候補者の選任理由は以下のとおりであります。
(1) 前田順夫氏を社外取締役候補者とした理由は、上場企業管理職歴任経験から監査体制強化及び経営健全性を確保するための問題指摘やアドバイスを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
(2) 大久保博雄氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
(3) 戸田良一氏を社外取締役候補者とした理由は、平成11年に公認会計士事務所を開設して以来、上場会社をはじめとして中堅中小企業の経営全般にわたる指導に従事してきた豊富な専門知識を当社の経営全般の監視に活かしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。
５．当社は、戸田良一氏を証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年８月29日開催の第29期定時株主総会において年額200百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、取締役の現在の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内と定め、当該各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は４名でありますが、第２号議案および第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は４名となります。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額40百万円以内と定め、当該各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案および第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は４名となります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

［第37期定時株主総会会場ご案内図］

会場：埼玉県草加市金明町389番地１
　　リベレステ株式会社　本社会議室
　　電話（048）944－1849（代表）
交通：東武スカイツリーライン「新田駅（東口）」より徒歩３分

